

◎株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案に対する修正案対照表
 ○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参法第十二号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>（買取価格）</p> <p>第二十三条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災による被害の状況等に応じて支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。</p> <p>2 前項の適正な時価の算定に当たっては、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し等についても勘案することができる。</p> <p>（債権の管理及び処分等）</p> <p>第二十七条 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該買取りの価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、その差額に相当する額（当該債権の弁済期の到来前に買取りを行った場合その他の政令で定める場合にあつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除した額）について、当該対象事業者の債務を免除しなければなら</p>	<p>（買取価格）</p> <p>第二十三条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画、被災地域の復興の見通し、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し、当該債権の担保の目的となっている財産の価格の見通し等を勘案した適正な時価を上回ってはならない。</p> <p>（債権の管理及び処分等）</p> <p>第二十七条 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該買取りの価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況その他の事情を勘案しつつ、できる限り、その差額に相当する額（当該債権の弁済期の到来前に買取りを行った場合その他の政令で定める場合にあつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除した額）について、当該対象事業者の債務を免除するよう</p>

ない。

2 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものについては、当該対象事業者の東日本大震災による被害の状況、経営状況を考慮し、特別の事情がない限り、当該買取りを行った後の一定期間、その弁済を猶予しなければならない。

3 機構は、第一項の規定によるほか、前項の一定期間の経過後、同項の債権については、当該対象事業者の経営状況を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除するように努めなければならない。

4 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分にあたっては、当該対象事業者の経営状況を考慮し、特別の事情がない限り、当該債権に係る保証人（その保証を受けた法人たる対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。）に対する保証債務の免除、当該債権に係る物上保証人（対象事業者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した当該対象事業者以外の者をいい、法人たる当該対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。）に対する担保の解除その他の当該対象事業者の債務の保証に係る負担その他これに類する負担の軽減に資する措置をとらなければならない。

5 8 [略]

(主務大臣)

第五十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、

努めなければならない。

2 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分にあたっては、当該対象事業者の経営状況その他の事情を勘案しつつ、できる限り、当該債権に係る保証人（その保証を受けた法人たる対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。）に対する保証債務の免除、当該債権に係る物上保証人（対象事業者の債務を担保するため自己の財産を担保に供した当該対象事業者以外の者をいい、法人たる当該対象事業者の代表者その他これに準ずる者を除く。）に対する担保の解除その他の当該対象事業者の債務の保証に係る負担その他これに類する負担の軽減に資する措置をとるよう努めなければならない。

3 6 [略]

(主務大臣)

第五十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、

財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第十八条、第十九条第六項及び第七項、第二十二條第四項、第二十五条第二項、第二十七條第五項、第四十一条並びに第四十二条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第十八条、第十九条第六項及び第七項、第二十二條第四項、第二十五条第二項、第二十七條第三項、第四十一条並びに第四十二条第一項に規定する主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。